業者名	登録部門	所在地	指名停止 等の区分	指名停止等の期間	措置要件	指名停止等の理由	
建築事務所	コンサル	草津市西	指名停止	令和6年3月1日か	「草津市建設工	建築事務所 環境デザインは、草津市が発注した「笠縫東ま	
環境デザイン	タント業	渋川一丁	6月	ら令和6年8月31	事等の指名停止	ちづくりセンター改築工事 基本・実施・解体設計業務」の 履	
	務等	目11番		日まで	等に関する基	行にあたり、監督員の指示に従わず命令を受けた。 このこ	
		3号KM			準」 別表第1第	とは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」 第2	
		ビル4F			5項	条第1項の規定により別表第1第5項の措置要件に該当す	
						る。	
株式会社都市設	物品およ	大阪市北	指名停止	令和6年3月28日	「草津市物品等	草津市が発注した「草津市障害者計画・障害福祉計画等策定	
計総合研究所	び役務提	区西天満	6月	から令和6年9月	の指名停止等に	支援業務」において、業務を履行することが不可能となり、	
	供等	五丁目 9		27日まで	関する基準」	令和6年2月28日付で契約約款第7条第1項第1号に基	
		番11号			別表第1第3項	づく契約解除となった。	
					第1号	このことは、「草津市物品等の指名停止等に関する基準」第	
						2条第1項の規定により、別表第1第3項第1号に該当す	
						る。	
株式会社アヤシ	建設工事	草津市山	指名停止	令和6年4月23日	「草津市建設工	株式会社アヤシロの使用人は、会社の業務に関し労働者の危	
口		田町20	1月	から令和6年5月	事等の指名停止	険を防止する措置を講じなければならないにもかかわらず、	
		5 - 1		22日まで	等に関する基	その安全措置を講じなかったとして、令和5年12月12日	
					準」別表第2第	労働安全衛生法違反の容疑で大津区検察庁に略式起訴され、	
					9項第7号	令和6年1月5日罰金刑に処せられた。	
						このことは、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」	
						第2条第1項の規定により別表第2第9項第7号の措置要	
						件に該当する。	
建築事務所 環	コンサル	草津市西	指名停止	令和6年4月23日	「草津市建設工	草津市が発注した「笠縫東まちづくりセンター改築工事基	
境デザイン	タント業	渋川一丁	12月	から令和7年4月	事等の指名停止	本・実施・解体設計業務」について、施工した業務の評定点	
	務等	目11番		22日まで	等に関する基	数が、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」第2	
		3号KM			準」別表第1第	条第1項の規定により別表第1第2項第1号の措置要件に	
		ビル4F			2項第1号	該当するため。	